

平成27年度 国費外国人留学生（高等専門学校留学生・専修学校留学生）の奨学金支給期間延長にかかる取扱要領

1 募集概要

- (1) 奨学金支給期間延長の申請については、現在の国費外国人留学生の区分により各々後述の申請区分（Ⅶ～Ⅷ）のとおりとする。
- (2) 延長申請を行う者のうち、本人があらかじめ本国政府、在日公館、勤務先責任者等の許可を得ておくことが必要な者については、在籍する学校において責任を持って事前に確認することを指導するとともに、その結果の確認を必ず行うこと。
- (3) 大学の学部3年次、または高等専門学校専攻科への編入学または進学希望先は2校（第2希望まで）に限ることとする。（大学と高等専門学校専攻科を1校ずつ希望することで2校としても差し支えない。）
なお、申請書に記入した大学、または高等専門学校専攻科以外の学校へ編入学または進学する場合、国費外国人留学生奨学金は支給しない。
- (4) 支給期間の延長が認められた場合、進学先の大学等にかかる入学検定料及び入学金は文部科学省負担（国立大学法人は不徴収）とするが、延長が認められなかった場合及び進学先以外の大学等にかかる入学検定料及び入学金は、当該大学等の規程に基づき取り扱うこととなるので、場合によっては本人負担となる場合があることをあらかじめ承知しておくこととともに、学生に対しても十分に説明を行うこと。
- (5) 大学の学部へ編入学する場合、原則として、3年次に編入する場合に限り、認めることとするが、やむを得ない事情により2年次に編入することを希望する場合は、あらかじめ文部科学省に相談すること。（進学を希望する大学の編入学の取扱いについて申請時によく調べておくこと。）
- (6) 次の場合には、原則として奨学金の支給を取り止めるので留意すること。また、これらに該当するにもかかわらず奨学金を受給した場合、該当する期間に係る奨学金の返納を命じることがある。
- ① 申請書類等に虚偽の記載があることが判明したとき。
 - ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
 - ③ 日本の法令等に違反したとき。
 - ④ 大学等において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは除籍となったとき。
（なお、大学等において処分を決定するまでの間、奨学金の支給を止めることもある。）
 - ⑤ 学業成績不良や停学等により標準修業年限内での卒業（もしくは修了）が不可能であることが確定したとき。
 - ⑥ 入管法別表第一の四に定める「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
 - ⑦ 他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く）の支給を受けたとき。
 - ⑧ 採用後、進学に伴う奨学金支給期間延長の承認を受けずに上位課程に進学したとき。
- (7) 例年、延長申請について国費外国人留学生への周知を忘れる学校があるため、平成28年度に進学する（ことを予定している）ため延長申請を要する者を把握するとともに、当該者における申請の意思を確認するなど申請に漏れがないよう十分留意すること。万が一延長申請漏れがあった場合、当人への奨学金の継続支給に重大な影響が生じることに留意すること。

2 推薦枠数

(1) 区分Ⅶ

各高等専門学校より1名とする。

(2) 区分Ⅷ

推薦枠を設けない。

3 申請区分

(1) 申請区分Ⅶ

現在、高等専門学校留学生として在籍し、平成28年4月（または平成28年10月等）に大学学部3年次に編入学、または高等専門学校専攻科へ進学する者。

(2) 申請区分Ⅷ

現在、専修学校留学生として在籍し、平成28年4月に大学学部3年次に編入学する者。

※ 以下の者にかかる延長申請の選考方法等については「平成27年度国費外国人留学生（学部留学生・研究留学生等）の奨学金支給期間特別延長に係る取扱要領」に基づいて申請すること。

当初、高等専門学校留学生として採用となり、現在、高等専門学校専攻科に在籍し、平成28年4月（または平成28年10月等）から大学院修士課程に進学を希望する者。

4 推薦基準

- ① 申請時に在籍する高等専門学校または専修学校での学業成績係数が2.80以上かつ出席率（成績取得可能な時期までの出席で計算すること）が95.0%以上の者。
- ② 大学学部3年次に編入学、または区分Ⅶの場合申請時に在籍する高等専門学校の専攻科へ進学する見込みのある者。
- ③ 指導教員から推薦の強い要望がある者。
- ④ 学校長が推薦するにふさわしい人物と認めた者。
- ⑤ 専攻分野の継続性が明確である者。

※ 推薦基準に合致しない者は推薦しないこと。

5 延長候補者の奨学金支給期間

平成28年4月（または平成28年10月等）から大学学部卒業、または高等専門学校専攻科修了までの2年間。

6 提出書類等

(1) 作成する書類

① 申請書ファイルA

- | | |
|--------------------------|---------|
| ア 奨学金支給期間延長申請書（申請区分毎） | 【本人が作成】 |
| イ 推薦調書 | 【学校が作成】 |
| ウ 指導教員の意見書 | 【学校が作成】 |
| エ 学業成績係数が算出できない理由 ※該当者のみ | 【学校が作成】 |

② 申請書ファイルB

- | | |
|---------|---------|
| カ 学習計画書 | 【本人が作成】 |
|---------|---------|

※ 「指導教員の意見書」には国費外国人留学生としての延長を推薦するにふさわしい人物であることを具体的に記すこと。具体的説明の乏しい者については、不採用となることがあるので留意すること。

(2) 作成方法

- ① 申請書ファイルA及びBを文部科学省のウェブページから申請区分毎にダウンロードする。
- ② 推薦者1名につき申請書1シートを作成する。
- ③ 推薦者が複数名いる場合はシートをコピーし、シート名を推薦順に「01」、「02」、「03」、「04」…と付番する。
- ④ 推薦区分毎に推薦者一覧を作成する。

(3) 内容確認

- ① 推薦者全員文のデータが間違いなく推薦者一覧に反映されているか確認すること。
- ② 推薦者一覧シートに入力されるデータは全て申請書シートに入力されたデータが転記される（「備考」欄除く）。推薦者一覧シートに誤りを発見した場合は必ず「申請書」シートを修正し、「推薦者一覧」シートに反映させること。
- ③ 例年、推薦調書の推薦順位欄を空白や同じ順位で提出している場合があるが、推薦者一覧が正しく作成されないので必ず順位を付けて作成すること。
- ④ 指導教員の意見書は電子媒体のほか、推薦者1名につき1部印刷し、指導教員が押印したものを郵送でも提出すること。

(4) 郵送による提出

- ① 以下の書類を郵送すること。
 - ア 公文書（鑑文書） ※様式例をご活用下さい。
 - イ 推薦者一覧（推薦区分毎）
 - ウ 各推薦者の指導教員の意見書（推薦者人数分）
 - エ 成績証明書（申請時に在籍する高等専門学校または専修学校で取得可能な最近のものまで）
 - オ 出欠状況証明書（A4版、様式任意、出欠状況が分かるもの、出席状況は成績と時期を合わせること）
- ② 角型2号の封筒に封入し、封筒表に朱書きで、「××××××（学校番号）延長申請書類在中」と明記すること。
- ③ 簡易書留や宅配便等、配達記録の残る方法をとること。

(5) 電子媒体による提出

- ① 以下のファイルをメールに添付して送信すること。
 - （申請書ファイルA）
 - ア 奨学金支給期間延長申請書（推薦区分毎）
 - イ 推薦者一覧（推薦区分毎）
 - ウ 推薦調書
 - エ 指導教員の意見書
 - オ 学業成績が算出できない理由 ※該当者のみ

（申請書ファイルB）

- カ 学習計画書
- ② メールのはじめの件名は「××××××（学校番号）〇〇学校（延長申請）」とする。
（例）012345 文部科学高等専門学校（延長申請）

③ ファイルの件名は以下のとおりとする。

申請書A：××××××（学校番号）○○学校 区分○（申請区分）A

申請書B：××××××（学校番号）○○学校 区分○（申請区分）△位
（推薦順位）B

④ 送信時の注意

ア 添付する電子ファイルには必ずパスワードをかけ、公文書（鑑）に記入する。

イ 日本学生支援機構のメールサーバーはメールの容量が 10MB を超える場合には受理できないため、容量がこれを上回る場合には、ファイルの圧縮又は複数のメールに分割して送付すること。

ウ 分割して送信する場合は、メールの件名の最後にメール総数及び当該メールの本数を入力すること。

（例）3本のメールに分割して2本目の送信をする場合

012345 文部科学高等専門学校（延長申請）2/3

エ 推薦者が多数の場合、申請書ファイルを区分ごとにフォルダに格納・圧縮のうえ送信等すること。フォルダの名称は学校名及び区分を入力すること。

オ 上記(4)郵送による提出、又は(5)電子媒体による提出の一方のみでは推薦があったと認めない。必ず期日までに両方を提出すること。

6 提出先及び提出期限

(1) 提出先

独立行政法人日本学生支援機構 留学生事業部 国際奨学課 国費留学生審査室

〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1

電子データ提出先：[encho \(a\) jasso. go. jp](mailto:encho(a)jasso.go.jp)

(注意)

① 提出前に申請書ファイルAの「申請書等提出前チェックシート」を用い、不備がないように内容確認をすること。

② 5 提出書類等(4)郵送による提出、又は(5)電子媒体による提出の一方のみでは推薦があったと認めない。必ず期日までに両方を提出すること。

③ 申請後、推薦者が辞退した場合は、事前に文部科学省担当係に連絡を入れるとともに、申請人数を修正した公文書を(1)提出先へ再送付すること。

④ 上記電子データ提出先の(a)は、@に変えて送信願います。

(2) 提出期限

平成28年1月14日(木) 必着

提出期限以降の書類提出及び差し替えは一切認めないので留意すること。

7 結果通知

平成28年3月上旬を目処に文書にて通知する。申請者本人には応募を取りまとめた学校が通知を行うこととする。

8 本件に係る照会

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 留学生交流室 国費留学生係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL：03-5253-4111(内線3358) E-mail：[ryuugaku\(a\)mext. go. jp](mailto:ryuugaku(a)mext.go.jp)

(a)を@に変えて送信願います。